

「墨田区障害福祉総合計画」について

1 パブリックコメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

「墨田区障害福祉総合計画（第6期墨田区障害者行動計画・墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】）（案）」の本書及び概要版

(2) 意見募集期間

令和5年12月6日（水）から令和6年1月15日（月）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 意見募集の周知

- ・区のお知らせ（12月21日号）
- ・区ホームページ

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区ホームページ
- ・区民情報コーナー
- ・福祉保健部障害者福祉課窓口

(4) 意見提出方法

Logo フォーム、郵送、ファックス、電子メール又は持参

(5) 意見提出先

福祉保健部障害者福祉課

(6) 意見募集の結果

意見提出数 7人

意見総数 27件

2 パブリックコメントの意見等の概要と区の考え方

No	頁	意見等の概要	区の考え方
■計画に関すること			
1	46 頁	“教育推進体制を整備します。”の文章は後段記載の具体策とは違うものですか？同じことなのであれば、まとめる。同様に項番 12・14・15 の記載が同じく具体的な表現ではないため、どういうものかが分かりません。	項番 13（教育推進体制を整備します）について、具体的には、特別支援教育や対象児の特性についての理解啓発を図るために、リーフレットを作成し配布等行います。 項番 12 及び 13 については、具体的な例を本計画に記載することとします。 項番 14 については、一人ひとりの子どもの障害や能力に応じたきめ細やかな指導を行うため、指導目標や指導内容・方法等を具体的に示した指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を進めています。 項番 15 の具体例としては、「副籍制度」を活用し交流教育の推進を図っています。副籍制度とは、支援学校児童・生徒が区立校に副籍（2 次的な籍）を持ち、直接または間接的な交流を行うという制度です。そのほかにも区立学校内の行事等において、可能な限り交流活動を行っています。
2	46 頁	項番 10・11 特別支援学級の整備をする と介助員はセットの話ではありませんか？ 通常〇人のところ、プラスアルファである、というのなら 11 の配置に詳しく記載してください。	項番 10 については、特別支援教育（固定制・通級）の充実を図ることを目的としています。 項番 11 については、特別支援学級の児童・生徒における諸活動を支援するため、配置基準等を考慮して介助員を配置しています。
3	48 頁	1 週間に外出する頻度 現状 80%に対して目標 45%なのは低すぎではありませんか？事情があるのでしょうか。	第 5 期の目標 45%が誤っておりました。正しくは目標 79.3%以上であり、現状 80.8%となっております。第 6 期の目標は 89.0%以上になります。

No	頁	意見等の概要	区の考え方
4	51 頁	項番 32 墨田区障害者施策推進協議会と 項番 33 墨田区地域自立支援協議会は計画の進捗管理の仕事とすればまとめて行えませんか？	両協議会は、法律に基づき開催しております。協議内容も違うため別々に開催しております。
■学童について			
5	47 頁	学童の先生にも発達障害について理解を促して欲しいです。学童の先生からは被害妄想が激しいと言われたことがあります。もう少し、理解を示して欲しいです。教員、指導員は全体的に発達障害に対する知識が乏しいので、理解を深めるような取り組みをしていただきたいです。	学童クラブ・児童館職員を対象に、発達障害をテーマにした研修を実施しています。発達障害について職員の理解を深め、職員全体に共有し、児童の育成に活かしていきます。
6	47 頁	学童クラブに於いて、特別支援学級に通う児童の定員を増やして欲しいです。特別支援学級に通う児童の定員は、全体の10%（3名程度）と聞きました。もし第一希望から漏れ、第二、三希望の学童の定員も埋まっている場合、受け入れ先が無くなってしまいます。その場合、親の就労にも影響し経済的な負担も生じてきます。	学童クラブの利用申込も年々増加していることから、児童・生徒等の安全が確保できる態勢と良好な育成環境の維持を勘案し、障害児の受入人数の見直しを検討していきます。
7	47 頁	就学相談中で就学先が決定していない場合、学童クラブ申し込みの締め切り時期を調整して欲しいです。	学童クラブの利用決定は、面談や利用申請の審査に時間がかかるため、11月13日から12月15日まで、一次受付を行っています。就学先が変わる場合には、12月16日からの二次受付期間で再申込が可能です。

No	頁	意見等の概要	区の考え方
■特別支援教育について			
8	46 頁	支援学級が遠いことについて 自宅から一番近い公立小学校は片道 400 メートル、次に近い学校は片道 750 メートルですが、どちらも支援学級がありません。支援学級のある学校は一番近くても片道 1.2 キロメートルです。小学一年生にランドセルを背負わせて真夏や雨の日にも毎日歩いて通える距離ではありません。朝のラッシュ時に障害児が公共交通機関で移動することは困難で、自転車の幼児用座席に小学生を乗せるのは違反ですがそれで送迎せざるを得ない保護者の方も多々いらっしゃいます。ただでさえ不登校リスクの高い障害時が健常児よりもはるかに大変な通学を強いられているのは障害者差別です。千代田区のように区がスクールバスを運行しての支援学級への通学を希望します。	登下校に係る負担の軽減については、交通手段の確保や通学距離の短縮等について、他区の状況等も調査し、特別支援教育の充実に向けた施策の優先順位の中で検討し判断していきます。
9	46 頁	固定級（小・中学校）へ通う場合、遠方の学校しか選択できない場合が多々あります。固定級の子供たちにも支援学校のようにバスでの通学支援をお願いしたいです。	
10	46 頁	私の息子は ASD で、就学前相談の判定では普通級で通級でしたが、必要な子には加配の先生を付けて欲しいです。 今の学校では 1 年生には加配はつくが、2 年生以降は難しいと言われています	通常学級における学校支援指導員の配置は学校の実態に合わせて決めているのが現状です。どの学年に配置するかは学校判断となっていますので、学校に御相談ください。

No	頁	意見等の概要	区の考え方
11	46 頁	全ての小学校に特別支援学級を設置して欲しいです。 現状では学区内の八広小学校には特別支援学級がなく、学区外の小学校に通学する必要があります。通学距離や安全面を考えると、障害児にとってはとても負担が大きいです。	現在区に設置している特別支援学級については、区全体での必要数や各校の施設状況等を鑑み、開設等を行ってきました。今後もそれらの状況を踏まえ検討していきます。
12	46 頁	子どもが1人で通学できる学区の範囲に、固定「情緒」支援級を望みます。固定情緒支援級設置、もしくは、学校内にフリースクール的な居場所の設置を望みます。	自閉症・情緒障害等支援学級については、対象となる児童生徒の要件、本区小・中学校の教室等の施設状況のほか、他区の設置校の運営状況等も参考に、設置校数及び設置校について検討中です。
13	46 頁	グレーゾーンと呼ばれる子供達の居場所を作って欲しい。 墨田区では通常学級と固定級しかありませんが、その間に情緒学級を設けて欲しいです。通常学級では生活がしやすい子供でも、固定級ではIQが高いので入れないのが現状です。	
14	46 頁	小学校・中学校への情緒固定学級の設置を早急にご検討いただきたいです。他の区では、既に設置されている学校も何校かあります。墨田区では、まだ1校もないので、情緒固定学級の設置を待つことができずに、墨田区から出ていく人やフリースクールへ転校せざるを得ない人も増えています。凸凹のある子供達にとって、環境が変わる事はとてもストレスです。できるのならば転校させたくないけれど、そうせざるを得ない現状をご理解いただき、情緒固定学級の設置をご検討いただけたらと存じます。	

No	頁	意見等の概要	区の考え方
15	46 頁	固定級・情緒級を全校設置してほしいです。一番の希望は大阪のように障害の有無でクラスを分けないインクルーシブな体制にしてほしいです。	知的障害又は情緒障害等の支援学級については、区全体での必要数や各校の施設状況等を鑑み、設置等していきます。
16	46 頁	発達障害児・軽度知的障害児の就学・就労のロードマップを作成して欲しいです。	発達障害児・軽度知的障害児の就学については、就学相談や墨田区の特別支援教育についてのリーフレットを作成しています。また、入学後はそれぞれの学校での進路指導等を行っています。
■保育園について			
17	45 頁	公設公営の保育園を減らさないでほしい。 障害児保育を行っていない私立の認可保育園から公設公営の保育園へ転園しましたが、公設公営園の先生方はベテランの方が多く障害児への対応のレベルも非常に高いです。保育園もどんどん民営化されていっていますが、公設公営の保育園は障害児にとって非常に重要なインフラであることを認識頂きたいです。	公設保育所は、「墨田区公設保育所整備計画」に基づき整備しています。公設保育所では、障害児・医療的ケア児等の受入れや、支援を要する家庭への対応など、引き続き社会的セーフティネットの体制づくりに努めてまいります。
■移動支援について			
18	49 頁	江東区のように墨田区でも未就学児のみでも移動支援を使えるようにしてほしいです。	周辺区の状況も把握しながら、今後検討していきます。

No	頁	意見等の概要	区の考え方
■障害者福祉手当について			
19	62 頁	心身障害者福祉手当の所得制限を撤廃してほしいです。 所得制限の対象になる世帯も決して余裕のある生活をしているわけではなく、将来自分の力で稼ぐことができるかわからない我が子のため必死に働いて貯蓄をしています。子どもが健常であればフルタイムで共働きしているはずでしたが、平日の療育や通院の兼ね合いから夫婦一方が就労形態を時短勤務やパートに変更、もしくは退職をして本来稼げた収入を失っている家庭も多くあります。	国及び東京都の動向を見据えつつ、検討していきます。
■心理相談の実施について			
20	44 頁	1歳過ぎには我が子の自閉症・知的障害を疑っており、1歳2ヶ月頃に本所保健センターに相談の電話をしたところ、1歳半健診を待つように、と保健師から一方的に言われ門前払いされそうになりました。こちらが食い下がって「墨田区では1歳半より前には育児の相談ができる窓口は無いということなんですね？」と言うと、しばらく保留にされ結果的に心理相談に繋がりました。あの頃は今よりも本当に辛い時期だったので、その相談の電話をあのように邪険に扱って門前払いする保健所の対応は非常に問題だと思います。	この度は、当センターの対応で不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。 ご意見を真摯に受け止め、このようなことが二度と起こらないよう、所内で共有するとともに、担当職員の指導を徹底し、対応改善に努めてまいります。

No	頁	意見等の概要	区の考え方
■若年がん患者に対する在宅支援について			
21	—	若年がん患者に対する在宅支援を充実させて欲しい。 40歳未満のがん患者は、要介護状態になっても介護保険サービスを利用することが出来ず、福祉用具をレンタルしようにも全額負担になります。ただでさえ辛い闘病中に、金銭的な不安が大きくなってくると生きる希望も無くなってきます。 東京都では江戸川区や世田谷区で40歳未満のがん患者に対する在宅療養支援事業があるようです。墨田区でも同様の事業があれば、若年のがん患者が安心して生活出来るのではないのでしょうか。	現在、若年がん患者の方への助成事業を行っておりませんが、他自治体の取組状況等を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。
■障害児通所支援事業所について			
22	44 頁	みつばち園について 個別療育は月1回、保育所等訪問支援は年1回という頻度が少なすぎて困っています。せめて個別療育は月2回、保育所等訪問支援は年3-4回程度の頻度まで増やさないとあまり効果がないと感じます。	課題として受け止めるとともに、今後順次療育回数が増やせるよう検討していきます。
23	47 頁	放課後等デイサービスの預かり時間が短いことについて 長期休み中の放デイの預かり時間は10時から16時が一般的です。時短勤務をしても労働時間や通勤時間がカバーされるような時間では全く無いため困っています。	周辺区の状況も把握しながら、今後検討していきます。

No	頁	意見等の概要	区の考え方
■高齢者マッサージ事業について			
24	55 頁	項番 46 高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼 地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。とあります。 文章が分かりづらいのですが、利用者に対するマッサージという読み方で良いですか？ 後段のマッサージ券等の給付事業に対する施術とは前段の施術と何が違うのでしょうか。	長寿室等の利用者に対するマッサージ事業については、60 歳以上で長寿室等を利用する区民の方を対象に、障害者が属する団体がマッサージを実施しています。マッサージ券給付事業については「ねたきり在宅高齢者等介助者慰労事業」として、要介護 3 以上の区民を介護する家族を対象に「はり・きゅう・マッサージ券」を給付し、施術を障害者が属する団体に委託しています。
■施設・グループホーム整備について			
25	—	身内に頼れない障害のある子どもの保護者が病気などで倒れた場合、すぐに子どもを安全に保護してくれる施設が欲しいです。	家族による支援を一時的に受けることが出来ない場合には、短期入所施設をご利用ください。
26	—	軽度知的障害者が入所できるグループホームを作ってほしいです。	障害の程度が軽度から中程度の方が入居するグループホームについては、民間事業者の誘導を図り、計画的な整備の促進に努めていきます。
■相談支援体制について			
27	—	固定級に通っていても軽度だからという理由で相談支援を断られるケースがあります。改善してほしいです。	障害福祉サービスに関する問い合わせは、障害者福祉課の窓口へ、お子さまの健康面に関してのご相談は、保健センターへご相談ください。

3 墨田区障害福祉総合計画（案）（令和5年12月5日区民福祉委員会）からの主な変更点

	頁	修 正 削 除	項目	変更前	変更後
1	10 ～ 13 頁	修 正	4 サービスの利用 状況	(修正)	障害者種別ごとに内容を分けて表記
2	14 頁	削 除	(2) 地域生活支援 事業	…令和4年度に墨田区独自の試験から全国統一試験に切り替え事務を行い、手話の選考試験レベルが全国レベル水準になったことや、この資格を既にパスしている転入者などが登録申請できるため、間口が広がりました。今後登録者数が増える可能性が見込めます。	(削除)
3	46 頁	修 正	10「特別支援学級の整備」	…都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、…	…都立特別支援学校と連携しながら、…
4	46 頁	修 正	12「就学相談・体制の充実」	・特別支援学級の教育特性について啓発を行い、指導を必要とする児童・生徒の早期対応を促進します。	・特別支援学級の教育特性について、保護者を対象とした特別支援教育・就学相談説明会を実施するなど、特別な指導を必要とする児童・生徒の早期対応を促進します。
5	46 頁	修 正	13「特別支援教育に関する体制整備」	・LD、ADHD、 <u>高機能自閉症等</u> も含めた課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うための、 <u>学校及び地域における教育推進体制を整備</u> します。	・LD、ADHD、 <u>自閉症・情緒障害</u> も含めた課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、 <u>その特性についてリーフレットを作成</u> するなど <u>学校及び地域の理解啓発を図</u> ります。
6	55 頁	修 正	47「官公需による食品一括管理業務委託」	【事業名】 47「官公需によるリサイクル業務委託」	【事業名】 47「官公需による食品一括管理業務委託」

	頁	種	項目	変更前	変更後
7	55 頁	修正	49「多様な障害者就労の支援」	【事業名】 多様な障害者就労を支援する計画相談の実施 【事業内容】 …障害者就労に特化した計画相談を実施します。	【事業名】 多様な障害者就労の支援 【事業内容】 …多様な障害者就労を支援します。
8	55 頁	新規	「就労選択支援事業（仮称）の実施」（新規） [障害者福祉課]	（新規）	【事業内容】 P98「（2）日中活動系サービス ④就労選択支援」参照
9	59 頁	修正	63「重度身体障害者（児）住宅設備改善費の助成等」	【事業名】 住宅設備改善費等の助成	【事業名】 重度身体障害者（児）住宅設備改善費の助成等
10	60 頁	新規	69「ヤングケアラーへの適切な支援」（新規） [子育て支援総合センター]	（新規）	・要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、困難を抱えた子ども並びに家庭を支援します。 ・啓発活動を実施し、ヤングケアラーの認知度向上を図ります。
11	62 頁	修正	76「障害（基礎）年金（国制度）の支給」	障害（基礎）年金の受付を行います。	障害（基礎）年金を受給するに伴い、障害年金生活者支援給付金の受付を行います。
12	63 頁	修正	83「自立支援医療（更生医療）の給付」	【事業名】 自立支援医療（更生医療）の実施 【事業内容】 障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳を持つ18歳以上の人、その障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療を給付します。	【事業名】 自立支援医療（更生医療）の給付 【事業内容】 18歳以上の身体障害者が手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたり、あるいは障害の進行を防ぐことが可能な場合に、その医療を給付します。

	頁	欄	項目	変更前	変更後
13	63 頁	修正	84「自立支援医療（育成医療）の給付」	【担当課】 [保健計画課]	【担当課】 [本所保健センター]
14	65 頁	修正	94「地域福祉権利擁護事業の実施」	判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。	自らの選択等により適切なサービスを利用契約することが困難な高齢者、障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。
15	65 頁	修正	95「財産保全管理サービスの実施」	知的障害者等…	高齢者、障害者等…
16	65 頁	修正	◆☆「障害者基幹相談支援センター事業」	相談支援の中核的な役割を担う機関として3障害に係る相談支援業務を総合的に実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。	相談支援の中核的な役割を担う機関として、3障害に係る地域の相談支援体制の強化を図ります。
17	69 頁	修正	111「職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進」	【担当課】 [職員課、障害者福祉課] 【事業内容】 特別区職員研修所などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行うとともに、区職員へ福祉研修等を行い、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。 職員課では、区職員へ福祉に関する研修を実施するほか、特別区職員研修所に職員を派遣し、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。	【担当課】 [職員課] 【事業内容】 (前半削除) 区職員へ福祉に関する研修を実施するほか、特別区職員研修所に職員を派遣し、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。

	頁	内容	項目	変更前	変更後
18	70 頁	修正	115「京成曳舟駅周辺道路整備事業」	【担当課】 [都市整備課、<u>拠点整備課</u>] 【事業内容】 地域住民が安全・快適に暮らし、駅利用者や来街者が安全・安心に移動することができるよう、<u>京成曳舟駅前交通広場の整備や地区を周回する道路の拡幅整備を行います（令和7年度完了予定）。</u>	【担当課】 [都市整備課] 【事業内容】 地域住民が安心・快適に暮らし、駅利用者や来街者が安全・安心に移動することができるよう、<u>地区を周回する道路の無電柱化や拡幅整備を行います（令和7年度完了予定）。</u>
19	70 頁	修正	119「歩行者・自転車通行空間再整備事業」	「 <u>墨田区自転車利用総合計画</u> 」における…	「 <u>墨田区自転車活用推進計画</u> 」における…
20	86 頁	修正	（4）福祉施設から一般就労への移行等	【区の考え方】 ①就労に特化した相談支援事業所を整備し、<u>障害のある方の希望や能力に合う仕事探しを支援していきます。</u> ②特別支援学校と連携し、卒業後の進路選択を支援していきます。	【区の考え方】 ①福祉施設（就労移行支援事業等）から一般就労に移行する人数について、国の基本指針を踏まえ令和3年度における一般就労者数32人の1.28倍である41人の方を目標値とします。 ②障害者就労支援関係者機関連絡会にて情報共有、検討を行い、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者が5割以上となる事業所数の割合について、5割以上を目標値とします。 ③令和3年度における就労定着支援事業の利用者数33人の1.41倍である47人以上を目標値とします。 ④区内の就労定着支援事業所のうちの利用終了1年後の就労定着率が7割以上となる割合について2割5分以上を目標値とします。

	頁	内容	項目	変更前	変更後
21	87 頁	修正	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	【区の考え方】 ④医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する庁内連携会議を継続的に開催し、<u>医療的ケア児に係る課題の共有化と解決に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを統括する役割を担い、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築します。</u>	【区の考え方】 ④医療的ケア児に関する協議会及び医療的ケア児に関する庁内連携会議を継続的に開催し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等との連携体制を構築し、<u>医療的ケア児に係る課題の共有化と解決に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。</u>
22	90 ～ 126 頁	修正	表とグラフについて	(修正)	表とグラフにおいて、実績値並びに見込み値に係る年度の時点が揃うよう、縦軸を整えた。
23	112 頁	修正	②地域移行支援	✦見込の考え方及び確保方策 「…障害者基幹相談支援センターにおいて、<u>施設入所者等数の実態把握や地域移行を希望する方の意向調査</u>を行い、…」	✦見込の考え方及び確保方策 「…障害者基幹相談支援センターにおいて、<u>入院中の精神障害者・施設入所者を対象に地域移行に関する意向調査</u>を行い、…」
24	123 頁	追加	④精神障害者の地域定着支援	(追加)	※③、④では国の指針及び過去の実績を踏まえて必要量を1月当たり1人と見込んでいますが、精神障害者の精神科病院からの地域移行等を促進するため、見込みに捉われず地域移行支援、地域定着支援を推進していきます。
25	127 頁	修正	(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組	✦見込の考え方及び確保方策 <u>総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行地域定着、権利擁護虐待防止の4つの機能をもった基幹相談支援センターを設置します。</u>	✦見込の考え方及び確保方策 <u>総合・専門相談、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着、虐待防止の4つの機能をもった障害者基幹相談支援センターを設置します。</u>

	頁	内 容	項 目	変 更 前	変 更 後
26	135 頁	追 加	⑧手話奉仕員養成研 修事業	(追加)	また、今まで墨田区の養成講座修了試験は、本区独自で実施していましたが、この試験を令和4年度から手話通訳者全国統一試験に切り替えました。手話通訳者全国統一試験は、国内統一基準で選考され、試験に合格した方は、この試験を採用する他の自治体においても手話通訳者となる資格を有する者と認められることになります。このことから、手話奉仕員（手話通訳者）として活動する間口が広がり、本区においても手話奉仕員（手話通訳者）として活動するコミュニケーション支援者の登録が増えることが期待されます。

※その他所要の文言の修正を行った

4 墨田区障害福祉総合計画の本編 別添のとおり